

意見書第 1 号

ウイルス肝炎患者の医療環境改善を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいると言われ、ウイルス肝炎はまさに国民病である。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、この判決では、国の行政責任が認められた。

また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が国と製薬会社を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が昨年6月21日に、福岡地裁判決が昨年8月30日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められた。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓ガンに移行する危険性の高い深刻な病気である。1年間の肝臓による年間死亡者数は3万人を超え、その9割はB型、C型肝炎患者である。このような事態に鑑みれば、政府は、すべてのウイルス肝炎患者の医療を支援するための諸施策に直ちに切りかかるべきである。

よって、草津市議会はすべての肝炎患者の医療支援のため、国に対し緊急に下記事項を講ずるよう強く要請するものである。

記

1. 国は、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
2. 国は、集団予防接種の被害実態調査をおこない、適切な対応を取ること。
3. 国は、以下の対策を実施すること。
 - ① ウイルス健診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
 - ② ウイルス肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
 - ③ ウイルス肝炎治療の医療費援助、および治療中の生活支援策を実施すること。
 - ④ ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月29日

滋賀県草津市議会議長 福井 太加雄